標準的な調停手続の進行です。

佐賀県司法書士会調停センター

申立手続

①事務長が申立人（センター利用申込みをする人）に調停センターの手続について説明

▼

②申立人が調停センターへ調停申立書を提出する。

▼

センター手続

③センター長による申立ての受理・不受理の決定

▼

④受理：調停手続きの開始

▼

不受理：申立書等の返還

⑤事務長が相手方に調停申立てがあったことなどを通知並びに調停センターの手続について説明

▼

相手方手続

⑥《相手方が調停に参加することを承諾》

《相手方が参加を拒否又は参加意思不表明》
→手続終了

▼

調停手続

⑦センター長による調停人（手続実施者）の選任

▼

⑧第１回調停期日
→事務長による第１回期日の日程調整（当事者・手続実施者）

▼

⑨次回続行となる場合の手続実施者による説明・確認事項

▼

⑩第２回続行期日（手続実施者による日程調整）

▼

⑪第３回続行期日（手続実施者による日程調整）

▼

終了

⑫合意成立による終了

当事者による終了
申立人の取下
相手方の離脱

調停人による終了（成立の見込なし等）